



おさえておきたい!

建物を建てる・管理するときの重要ポイント

建物を建てたい・買いたい とお考えの皆さまへ

建物の合格証は 増改築時にも必要になるって、知っていますか?

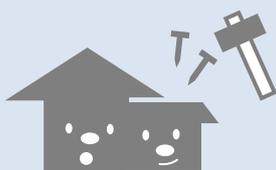
建物の **合格証** は、**図面**といっしょに**必ず保管**しておきましょう

建物の安全を確保するため、「建築基準法」で、建物を建てる際に必要な手続や検査を定めており、検査の合格証は、建物の適法性・安全性の証明となります。

工事完了の検査の合格証(=「**検査済証**」)は、こんなときに**必要**です



新築の融資



将来の増築等の手続

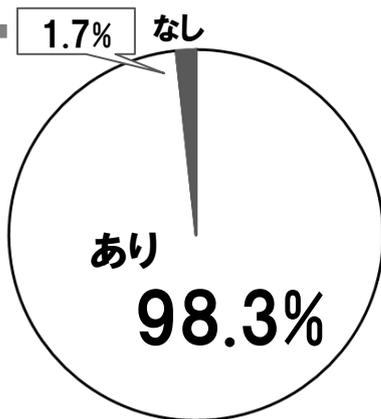
もし、ないと



将来、
増改築や売買をするときに
大きな支障が生じることも!

検査済証の取得率は...?!

未取得の物件に対し、
パトロールを行っています



H26 年度確定値

手続・検査の受検は義務です。



計画
の確認
確認済証



工事途中
の検査
中間検査
合格証

(一部の建物を除く)



工事完了時
の検査
検査済証

原則、増改築時にも検査の受検が必要です。

建物による災害や事故から市民のいのちと暮らしを守るため、建物の生産から流通の各段階に関わる機関や団体と協力しながら、建物の安全対策に取り組んでいます。

有識者

金融

エネルギー

建築

不動産

消費者

指定確認検査機関

行政

わたしたちは『京都市建築物安心安全実施計画』を推し進めます!

建物の所有者・管理者 の皆さまへ

あなたの建物、安全ですか？

管理が行き届かないまま放置したり、基準に適合しない増築工事をしたりすると…

キケン!

火災事故、広告板や外壁の落下等の事故につながることも。



近年、多数の方が利用する建物において、維持管理などが不適切だったことにより、多数の死傷者を出す事故が起こっているのをご存知ですか？

事故で犠牲者が出た場合、所有者・管理者が責任を問われることがあります。

→ 手遅れになる前に
点検や改修について、専門家に相談を💡

建物も あなたと同じ 健康診断

建物の健康診断 = 定期報告制度 が必要です

建物の健康診断を怠ると思わぬ事故にもつながります。

特に、多数の方が利用する建物の所有者・管理者は、建物やその建築設備について、専門の技術者に定期的に調査・検査させ、その結果を京都市に報告しなければなりません。

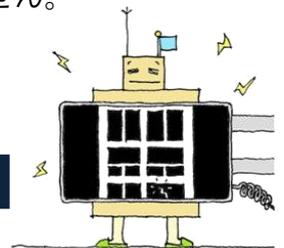
これを、建築物の「定期報告制度」といいます💡

あなたの建物は、
定期報告制度の対象
ではありませんか？

定期報告制度の詳細については

京都市 定期報告制度

検索



「違反だめ!!」 後で困るの、あなたです

増改築のときも、法令は守らなければなりません

建築基準法には、国民の生命・健康・財産を守るため、建物の敷地、構造、周囲の環境などに関する必要な基準が定められています。

新築する場合だけでなく、増築や修繕のときにも必ず守らなければなりません。



建築確認の手続が不要となる工事でも、法令に定められた基準に適合させる必要があります。



※ 違反建物を建てると、建築主等は、京都市から是正指導を受け、自らの責任で是正しなければなりません!

違反行為は
見逃しません!!

